

## 4階 確定給付企業年金

当社独自の年金制度です。全員がもらえるわけではなく、加入期間(勤続期間とは若干異なる) 20年以上の人が年金支給対象。

NP社員の年金は  
4階建て!

## 3階 厚生年金基金

当社社員は全員もらえます。自己負担分の保険料は少なく、給付には上乘せがあります。

## 2階 老齢厚生年金

老齢基礎年金がもらえる当社社員は全員もらえます。生年月日によって支給開始時期が異なり、昭和36年(女性は昭和41年)4月2日以降生まれの人は65歳から支給されます。

## 1階 老齢基礎年金

国民年金に原則として25年以上加入した人が65歳から受ける年金。年金額は40年加入した場合が満額となり、加入年数がそれに満たない場合は、その期間に応じて減額される。

## 5 日本パーカー独自の制度 確定給付企業年金

2007年4月より  
新しくなりました!

給付要件

死亡退職の場合  
加入期間15年以上で遺族に年金

加入期間20年以上で退職(加入期間10年以上の定年も同様)  
→60歳から給付。受給中に死亡した場合も引き続き遺族に給付

加入期間20年未満  
→退職時に一時金を支給

当社の企業年金制度は、長期勤続者に対する慰労金の性格が強いため、加入期間20年未満の退職者に対する一時金は少額になっています。

給付額

年金額 = 退職時の標準給与月額 × 加入期間(年単位) に応じた係数

一時金額 = 加入期間一カ月について1,000円

その他

確定給付企業年金は、60歳以後、在職・退職に関係なく給付されます。受給期間は、5年・10年のいずれかを選択します。5年で受給する場合の年金月額、10年で受給する場合の2倍弱です。この年金は、公的年金(厚生年金・厚生年金基金)とは別に支給されます。年に4回、みずほ信託銀行から指定金融機関の口座に振り込まれます。

## 6 時効は5年。資格ができたらずぐに請求を!

厚生年金や基金の年金を受ける資格のできた人は、年金を受けるための手続き(裁定請求)を行う必要があります。裁定の請求をしないと年金は支給開始されません。もし、この裁定の請求をしないで5年を過ぎてから請求すると、請求日からさかのぼって5年より前の期間についての年金を受ける権利が時効にかかり支給されなくなってしまいます。年金を受ける資格ができたら、所定の請求書および添付書類を整え、すみやかに裁定の請求をしてください。

# NP社員におくる 年金基礎講座



「法律的に正確な表現」よりも「分かりやすさ」を優先!

長い間、高い保険料を納め続ける年金。将来、自分がどれだけの額を受け取れるのかは、誰でも気になります。しかし「受け取る金額」だけに目がいきませんか? 制度のしくみを理解していないと、知らない間に損をすることにもなりかねません。

## 1 国民年金は、20歳から60歳になるまで強制加入

私たちサラリーマンは厚生年金保険に入っています。厚生年金保険料を納めると、厚生年金と国民年金の両方の被保険者となります。つまり私たちは、国民年金の保険料という形でお金を納めてはいますが、国民年金に加入しているのです。このため、将来は国民年金(基礎年金)プラス厚生年金が受け取れます。

## 2 公的年金には「国民年金」「厚生年金保険」「共済組合」の3つがある

### 国民年金に加入

第1号被保険者  
自営業者・学生など

第3号被保険者  
第2号被保険者に扶養されている配偶者

年金の種類

基礎年金

### 厚生年金に加入

第2号被保険者  
民間サラリーマン

厚生年金に加入することで、国民年金の被保険者にもなる

年金の種類

基礎年金

厚生年金

### 共済組合に加入

第2号被保険者  
公務員または教職員

共済組合に加入することで、国民年金の被保険者にもなる

年金の種類

基礎年金

共済年金

## 3 65歳からの老齢基礎年金はいくらもらえるのか?

\*40年納めると満額もらえる



年額792,100円 (H18年度価額)

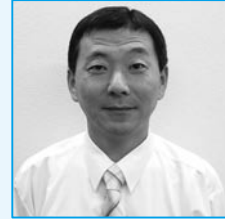
\*40年未満だと減額支給される



年額 792,100円 ×  $\frac{\text{保険料納付済期間} + \text{保険料全額免除期間} \times \frac{1}{3} + \text{保険料半額}^* \text{免除期間} \times \frac{2}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{カ月}}$

\*生年月日による短縮措置がある。  
\*全額免除期間分の年金額は1/3、半額免除期間分の年金額は2/3の額。学生納付の特例の免除期間で追納がない場合は、資格期間としては反映されるが、年金額には反映されない。

# 公的年金は本当に得ですか？



総務部労務担当  
鈴木将弘課長

「私、年金もらえなくていいので、保険料払ってません。自分でもっと有利な運用をします」などと年金アンケートで答える若者が多いらしい。また、「日本は高齢化が進み、年金はパンクするので貰えなくなる」と言って保険料を払わない人もいます。パルメイトの読者アンケートで一番反響のあった問題を労務担当鈴木課長が解説します。

年金に対する疑問・質問を募集します。  
詳しくはパルメイト読者アンケートをご覧ください。

## 社会保険庁に対する不信感と年金制度とは別問題

年金加入記録問題など、社会保険庁に対して不信感を持つ人も多いかと思いますが、制度運用のずさんさと年金制度自体とは分けて考える必要があるのではないのでしょうか。現在の年金制度は、もともと別々の制度だった厚生年金と国民年金を統合したため複雑で分かりにくいですが、ふたつの大きな特長を持っています。ひとつは「終身年金であること」、もうひとつは「物価スライドがあること」です。国民が年金制度の存続を望む限り、財政上の理由で年金が貰えなくなるとは思えません。国民年金の給付財源は保険料だけではありません。現在でも国民年金給付財源の三分の一は税金です。さて、今回のタイトル「公的年金は得か」ですが、話を単純にするために、国民年金のみ加入している場合について利息等は考えないことに話をすることになります。公的年金は社会保障制度であって、そもそも

損得の問題として取り上げるべきものか、ということはあるのですが…。

## 長生きすればするほど得をする国民年金

国民年金の保険料納付期間は二〇歳から六〇歳になるまでの四〇年間です。現在国民年金保険料の月額額は14,100円ですが、やがて保険料月額額は25,200円になることになっていくので、払込総保険料は25,200円×480月＝12,096,000円です。給付財源の二分の一を税金で賄う法律案が可決した場合は、保険料月額額は18,500円になるので、払込総保険料は18,500円×480月＝8,880,000円です。

一方、給付される年金額の方ですが、日本人の平均寿命から考えて六五歳から八二歳までの18年間受給すると仮定します。年金額は物価変動により改定されますが、年間80万円として計算すると、80万円×18年＝1,440万円になります。し

たがって標準的に長生きした場合、支払う保険料より受給する年金額の方が2割程度（国庫負担が2分の1になった場合は6割程度）多くなります。

年金額もさることながら、公的年金が心強いのは終身年金であることです。民間保険会社の個人年金保険は通常受給期間が決まっています。長生きするリスクに対応していません。何歳まで生きるかをあらかじめ予測することは極めて難しいので、生きていく間ずっと給付がある公的年金は頼りになる制度だと思います。

また、年金を貰い始める六五歳は、保険料を払い始める二〇歳の四五年後です。その間の社会経済事情の変化は想像できないものがあるでしょう。公的年金は物価変動にスライドするので、予測できない社会・経済の変動に強いといえます。

公的年金には、万一の場合のための障害給付や遺族給付もあります。保険料を納めず、みすみす保障を放棄するのは得策とは言えないでしょう。